平成２８年（フ）第６８号
福岡県久留米市城島町江上本552番地１
債務者　池松　　覚
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米倉　智昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７５号
群馬県高崎市保渡田町1351番地１
債務者　田村　雄二
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第７８号
群馬県高崎市台新田町307番地　市住286号
債務者　井草　とめ
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２５４号
埼玉県新座市石神５丁目８番２号
債務者　高橋　保雄
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
埼玉県新座市石神５丁目８番２号
債務者　高橋　文子
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
埼玉県桶川市末広２丁目10番29号　メゾンデ・サチ105号
債務者　柴田　峰行
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４３７号
埼玉県久喜市久喜北２丁目26番16号
債務者　小坂　大輔
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４７０号
埼玉県川口市大字安行領根岸492番地の１
小谷島荘101号
債務者　白石　敏男
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４７７号
埼玉県和光市丸山台３丁目10番25―703号
債務者　江山倫一郎
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
埼玉県越谷市花田４丁目３番地５　メゾン豊蔵202号
債務者　木野田宏繁
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
埼玉県三郷市彦成３丁目８番12―304号、旧住所埼玉県三郷市谷口559番地23
債務者　佐藤ひろみ
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　ＦＩＳ越谷寮513号、旧住所埼玉県さいたま市緑区東浦和２丁目38番地10　ＳＳＳさいたま寮Ｂ棟311号室
債務者　中野　宏之
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
埼玉県吉川市高久１丁目１番地37　ライフステージ壱番館202号、旧住所埼玉県吉川市吉川１丁目26番地３　ビクトリー205号
債務者　渡辺　　剛
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
埼玉県越谷市瓦曽根１丁目１番23号　パークマグノリア越谷402
債務者　茂木　裕樹
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
埼玉県所沢市東所沢２丁目45番地の２　ファーストクウォーター301
債務者　榎　　寿雄
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８４号
埼玉県狭山市富士見１丁目10番39号　コーポふじみ202
債務者　前田　洋一
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部